

参 考 資 料

第 3 3 4 回臨時会（令和 7 年 6 月）

●報告第 1 号

議案に対する意見について

P 1 ～P 2

●その他

青森県立高等学校教育改革に係る件について

P 3 ～P 8

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1 改正概要

地方公務員育児休業法が改正されたことを踏まえ、育児に係る部分休業について改正を行う。

※部分休業制度：小学校就学前の子のある職員が、勤務時間のうち、2時間を限度にして勤務しないことを認める制度（現行育休条例第27条以下）

2 改正の内容

(1) 地方公務員育児休業法の改正

ア 現行の①1日につき、2時間の範囲内で勤務しない類型（第1号部分休業）のほか、②1年につき、10日相当の範囲内で勤務しない類型（第2号部分休業）が追加され、職員はいずれかを選択できるようになったもの（類型間の変更は特別な事情がある場合にのみ可）

【現行】

2 h	
-----	--

1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと

【改正後】

2 h	
-----	--

①1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと

2 h 以上（1日単位で取得することも可）

②1年につき10日相当の範囲内で勤務しないこと

職員は、①②のいずれかを選択して取得可能

イ 非常勤職員については、これまで、「3歳に達するまでの子」のある職員が対象となっていたが、一般の職員と同様に「小学校就学の始期に達するまでの子」のある職員が対象となったもの

(2) 条例改正の内容

地方公務員育児休業

法の改正を受けて、主に次の事項を定めるもの

ア 第1号部分休業の取得時間について（条例案第27条）

…育児休業条例準則を踏まえ、勤務時間中であればいつでも、取得可とした（現行は勤務時間の始めと終わりにのみ取得可）

イ 第2号部分休業の承認単位（条例案第28条）

…原則1時間単位（ただし、1日休業する場合及び残時間数に1時間未満の端数がある場合は1時間未満でも取得可）

ウ 部分休業（第1号部分休業・第2号部分休業）の付与期間（条例案第29条）
…4月1日から3月31日までの1年間ごとに付与

エ 第2号部分休業を付与する時間（条例案第30条）

…10日に相当する時間であり、非常勤以外の職員は77時間30分（7時間45分×10）、非常勤職員は当該非常勤職員の1日の勤務時間に10を乗じて得た時間

※条例の施行が10月1日予定であるため、令和7年度は5日に相当する時間を付与（附則対応）

オ 部分休業の類型の変更（条例案第31条）

…第1号部分休業から第2号部分休業への変更（又はその逆の変更）ができる特別な事情について次のとおり定める。

①配偶者の入院、配偶者との別居などといった部分休業の申出のときには予測できなかった事情により、②変更をしなければ当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると認めるとき

カ 部分休業の承認の取消事由（条例案第33条）

…取消事由について、類型の変更を行ったときとする。

3 施行期日等

(1) 施行期日 令和7年10月1日（改正地方公務員育児休業法と同日）

(2) 経過措置

施行日から令和8年3月31日までの間に付与される第2号部分休業の時間は5日相当分（非常勤職員以外の職員は38時間45分、非常勤職員については1日の勤務時間に5を乗じて得た時間）とする。

青森県教育委員会教育長

風 張 知 子 様

要 望 書

む つ 市

むつ市教育委員会



令和7年6月10日

青森県教育委員会

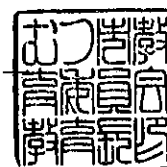
教育長 風 張 知 子 様

む つ 市 長

山 本 知 也



むつ市教育委員会教育長 阿 部 謙



要 望 書

青森県教育委員会教育長始め教育委員の皆様におかれましては、本県の教育振興に日頃より御尽力されておりますことに、心から敬意と感謝を申し上げます。

青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画に基づき、青森県立大湊高等学校と青森県立むつ工業高等学校を統合して新設される下北地区統合校につきましては、むつ市において、下北地区統合校検討委員会を設置し、地域の特色を生かした最良の教育環境で生徒たちが成長できるよう、その教育内容や校舎のあり方等について検討を重ね、令和6年11月27日に貴職及び青森県知事に要望書を提出したところであります。

一方で、令和7年3月に下北地区統合校（管理・教室棟）改築工事の一般競争入札が中止となり、これを受けて青森県教育委員会からは「開校時はむつ工業高等学校の既存校舎を活用して、計画どおり令和9年4月に開校する」という方針が示されました。

そして、同年5月に地域の皆様を対象に開催された下北地区統合校に関する説明会では、具体的な施設整備の方針案は示されず、「新たな改築計画を検討しているほか、既存校舎のリニューアル改修計画を軸とした施設整備も検討している」との説明がありました。このことに対し、参加者からは不安や疑問、そして計画の白紙撤回を求める声が多く挙がりました。

青森県教育委員会において生徒の教育活動への影響を最優先に検討を重ねていることは十分に理解するところでありますが、一方で、下北地区統合校に期待し、学校生活に思いをはせている子どもたちや保護者の皆様の心境は察するに余りあるところであります。

つきましては、下記の事項について検討し、実現されますよう強く要望します。

記

1. 下北地区統合校の開校に向けた校舎の整備方針案及び全体のスケジュールについて、こどもたちや保護者を含めた地域住民に対して速やかに提示・説明し、意見を聴取した上で方針を決定すること。
2. 校舎については、新たな校舎の建築又は既存校舎のリニューアル改修のいずれの整備手法を選択した場合であっても、こどもたちが行きたいと思えるような新築の校舎又は新築相当に改修した校舎で、当初の計画どおり令和9年4月に開校できるよう整備すること。
3. 地域の未来を担うこどもたちが地域の特色を生かした最良の教育環境で成長できるようにするため、いかなる整備手法であっても、地域との連携や様々な用途で活用できるオープンスペースの設置、オンラインでの履修を可能とするネットワーク環境の充実など、下北地区統合校検討委員会が提出した要望書の内容を実現できる校舎を整備すること。

青森県教育委員会教育長

風 張 知 子 様

下北地区統合校を志望することもちの
不安の解消、進路の実現及び学習環境の
充実に向けて、速やかに施設整備等の
方針を示すことを求める意見書

青森県むつ市議会



下北地区統合校を志望するこどもたちの不安の解消、
進路の実現及び学習環境の充実に向けて、速やかに
施設整備等の方針を示すことを求める意見書

青森県立高等学校教育改革推進計画第2期実施計画において、下北地区の生徒数減少により、多様な学びを確保できないとの理由から、適切な学校規模を維持するため、青森県立大湊高等学校と青森県立むつ工業高等学校を統合し、新設する計画が進められている。

地域の中には、統合に対し根強い反対意見はあるものの、こどもたちの教育環境の更なる充実のため数多くの意見が交わされてきた。その中で、むつ市において、下北地区統合校検討委員会が設置され、地域の特色を生かした最良の教育環境で生徒たちが成長できることを希望し、6回にわたり会議を開催して、下北地区統合校の設置に当たり、その教育内容や新校舎のあり方等、開校に向けて必要な事項を5項目にまとめ、令和6年11月27日に青森県教育委員会、風張知子教育長に要望書を提出したところである。また、青森県教育委員会においても、下北地区統合校教育内容等情報交換会を3回開催し、地域の意見を聞き取り、それらの意見のまとめを令和7年3月13日に発表した。

一方で、青森県は、同年2月26日に下北地区統合校（管理・教室棟）改築工事の入札を公告したが、申請期限の3月13日までに参加希望者がなかったため入札を中止した。その後、4月3日に青森県教育委員会は、むつ市長、むつ市議会議長、むつ市教育長及びむつ商工会議所会頭に対し、開校時はむつ工業高等学校の既存校舎を活用し、当初の予定のとおり、令和9年4月に開校することとしたいとの考えを説明した。また、令和7年5月18日の下北地区統合校に関する説明会では、新校舎建設とは別に、むつ工業高等学校の既存校舎をリニューアル改修して利用することについても検討している旨、初めて公表したところである。

入札中止から２か月以上が経過した現在において、再入札や具体的な施設改修案が示されていないことに対し、地域住民や保護者の中では怒りや疑問の声が続出している。そして一番の当事者であるこどもたちの間に大きな不安が広がっている現況は看過できない。混乱を生じさせている要因は、校舎の具体的な整備方針及び全体のスケジュール感が示されていないことにある。

よって、地域の未来を担うこどもたちが最良の教育環境で学び成長できるようにするため、速やかに下北地区統合校の施設整備等の方針を示すよう、下記について強く要望する。

記

- 1 下北地区統合校の開校に向けた校舎の整備方針案及び全体のスケジュールをこどもたちや保護者を含めた地域住民に対して速やかに説明し、意見を聴取した上で整備方針を決定すること。
- 2 当初の方針のとおり、むつ工業高等学校の校地に校舎を新たに整備すること。なお、新築が叶わない場合にあっては、新築同様の改修を行うこととし、教育環境の充実を図ること。
- 3 下北地区統合校検討委員会が取りまとめた要望書でも求めている多様な学びが実現できる校舎・教育環境・カリキュラムを整備すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年６月３日

むつ市議会議長 富岡 幸

